



新潟県



発行 新潟県

号外 1

平成25年 3 月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

42 新潟県県税規則の一部を改正する規則(税務課)

規 則

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第42号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

第 1 条 新潟県県税規則 (昭和34年新潟県規則第63号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分 (以下この条において「改正後表」という。) に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分 (以下この条において「改正前表」という。) が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)			(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)		
第61条 (略)			第61条 (略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
4 法附則第11条第10項又は第14項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第10項又は第13項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。			4 法附則第11条第10項又は第14項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第10項又は第14項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。		
別表 (第117条関係)			別表 (第117条関係)		
文書等の名称	根拠条文	様式	文書等の名称	根拠条文	様式
(略)			(略)		
減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第48条第2項、第56条の7第2項 (同条第1項第3号から第5号までに係る自動車の取得を除く。)、第56条の14第2項、第70条第2項、第72条第2項、第73条第2項、第79条第2項及び第94条第2項	(略)	減免申請書	条例第24条第2項、第37条第2項、第48条第2項、第56条の7第2項 (同条第1項第4号及び第5号に係る自動車の取得を除く。)、第56条の14第2項、第70条第2項、第72条第2項、第73条第2項、第79条第2項及び第94条第2項	(略)
自動車取得税減免申請書	条例第56条の7第2項 (同条第1項第3号及び第4号に係る自動車の取得に限る。)	(略)	自動車取得税減免申請書	条例第56条の7第2項 (同条第1項第4号に係る自動車の取得に限る。)	(略)
(略)			(略)		
第49号様式 (第117条関係)			第49号様式 (第117条関係)		
自動車取得税減免申請書			自動車取得税減免申請書		
(略)			(略)		
承認の理由	新潟県県税条例第56条の7第1項第 号該当		理由	新潟県県税条例第56条の7第1項第 4 号該当	
不承認の					

理由

第50号様式 (第117条関係)
自動車取得税
自動車税減免申請書

(略)

(略)

氏名

承認の理由	新潟県県税条例 第56条の7第1 項第5号該当	新潟県県税条 例第71条第1 項該当
不承認の理由		

(略)

第94号様式 (第117条関係)
自動車の返還による自動車取得税の納付義務免除
(還付) 申請書

(略)

決 (略)

定 不承認の理由

(略)

第95号様式 (第117条関係)
自動車税の課税免除承認申請書

(略)

(略)

承認の理由	新潟県県税条例第57条第1項 第 号該当
不承認の理由	

第96号様式 (第117条関係)
自動車税の不均一課税承認申請書

(略)

(略)

承認の理由	新潟県県税条例第61条第1項 第 号該当
不承認の理由	

第101号様式 (第117条関係)

(略)

狩猟を行おうとする場所
(該当番号を○で囲むこと。)

第50号様式 (第117条関係)
自動車取得税
自動車税減免申請書

(略)

(略)

氏名

㊦

理由	新潟県県税条例 第56条の7第1 項第5号該当	新潟県県税条 例第71条第1 項該当

(略)

第94号様式 (第117条関係)
自動車の返還による自動車取得税の納付義務免除
(還付) 申請書

(略)

決 (略)

定

(略)

第95号様式 (第117条関係)
自動車税の課税免除承認申請書

(略)

(略)

理由	新潟県県税条例第57条第 項 第 号該当

第96号様式 (第117条関係)
自動車税の不均一課税承認申請書

(略)

(略)

理由	新潟県県税条例第61条第1項 第 号該当

第101号様式 (第117条関係)

(略)

狩猟を行おうとする場合
(該当番号を○で囲むこと。)

(略)

(略)

第2条 新潟県県税規則の一部を次のように改正する。
別記第63号様式を次のように改める。

第63号様式 (第117条関係)

年度 個人県民税に係る徴収金の払込額精算計算書 (3月末日現在)

3. 県民税に係る徴収金の払込過不足額の調

区 分	精算基準額	県への払込済額	精算すべき額
現年課税分	$M = \text{ア} \times D$	円 イ	円 M-イ
滞納繰越分	$N = \text{ウ} \times D$	円 エ	円 N-エ
計			
延滞金	$O = \text{オ} \times D$	円 カ	円 O-カ
加算金	$P = \text{キ} \times D$	円 ク	円 P-ク

1. 県民税及び市町村民税の測定額の調

区 分	3月末日現在測定額	払 込 み あ ん 分 率
現年課税分	円 A	$D = A / C$ (平成 年3月31日現在の確定あん分率)
滞納繰越分	円 B	
計	円 C	
滞納繰越分	円 E	滞納繰越額を調整すべき額
計	円 G	

区 分	3月末日現在滞納繰越額	滞納繰越額を調整すべき額
滞納繰越分	円 H	円 $K = I - (E + H)$
計	円 J	円 $L = J - F$

2. 県民税及び市町村民税に係る徴収金の取納・払込済額の調 (払込金精算の基礎数値)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分		延 滞 金		加 算 金	
	県民税及び市町村民税の市町村での取納額	県民税の県への払込済額	県民税及び市町村民税の市町村での取納額	県民税の県への払込済額	県民税及び市町村民税の市町村での取納額	県民税の県への払込済額	県民税及び市町村民税の市町村での取納額	県民税の県への払込済額
年4月から 年2月	円 ア	円 イ	円 ウ	円 エ	円 オ	円 カ	円 ク	円
年3月	円	円	円	円	円	円	円	円
計	円 ア	円 イ	円 ウ	円 エ	円 オ	円 カ	円 ク	円
年度分の取納で 年4月又は6月中に払込まれた額	円	円	円	円	円	円	円	円

新潟県税規則第52条の規定により徴収金の払込額精算計算書を提出します。

年 月 日
 地域振興局長 様

作成者職氏名

印

市町村長

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。